

令和 7 年 9 月定例教育委員会

教 育 長 報 告 資 料

<教 育 長 報 告>

- 9 月定例県議会に提出される議案に対する教育委員会の
意見について 1

R07-01040-00957

令和7年8月20日

長崎県教育委員会教育長 様

長崎県知事 大石 賢吾
(公印省略)

議案に対する教育委員会の意見の聴取について

下記のとおり、県議会に教育委員会関係議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

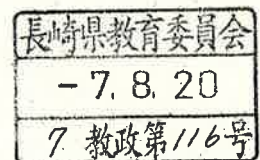
記

1 議案名等

○県立高等学校等条例の一部を改正する条例

2 上程県議会

令和7年9月定例会



7 教 政 第 1 1 6 号
令和 7 年 8 月 2 5 日

長崎県知事 様

長崎県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和 7 年 9 月定例会に提出される議案に対する教育委員会の意見について

令和 7 年 8 月 2 0 日付け R07-01040-00957 で意見の聴取を求められた下記の議案等
については、作成されて差し支えありません。

記

○県立高等学校等条例の一部を改正する条例

令和７年９月定例県議会に提出される議案の内容について

１ 議案内容

９月定例県議会における教育委員会関係の議案は、条例議案として、
１件である。

○県立高等学校等条例の一部を改正する条例

別紙

条 例 案

高校教育課

件 名	要 旨	
第 9 1 号議案 県立高等学校等条例 の一部を改正する条 例	1. 改正要旨 県立中学校及び県立高等学校の入学選抜手数料について納付方法を変更することに伴い、 所要の改正をしようとするもの。 2. 改正内容 中学校入学選抜手数料及び高等学校入学選抜手数料について、現金を高等学校等に納付す るという納付方法を改め、キャッシュレス化することに伴う改正。 (1) 授業料等及び手数料の徴収（第 2 条関係） 第 2 条 第 3 項中の「においては」を削除し、「の事務で特定の者のためにするもの については」を追記 (2) 授業料等及び手数料の納付方法（第 3 条関係） 第 3 条 第 5 項中の「県立高等学校等に」を削除	

件 名	要 旨					
第 9 1 号議案 県立高等学校等条例 の一部を改正する条 例	【新旧対照表】 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。 <table><tr><th>改 正 後</th><th>改 正 前</th></tr><tr><td> (授業料等及び手数料の徴収) 第 2 条 略 2 略 3 県立高等学校等の事務で特定の者のためにする<u>もの</u>については、別表第 2 に定める手数料を徴収する。 (授業料等及び手数料の納付方法) 第 3 条 略 2 ～ 4 略 5 手数料のうち、中学校入学選抜手数料及び高等学校入学選抜手数料は入学願書提出のときに、高等学校入学手数料は入学のときに、県立高等学校等証明手数料は証明の願い出のつど納付しなければならない。ただし、県立の中学校に在学する者が、当該中学校における教育と一貫した教育を施す県立の高等学校に入学を願い出る場合は、その者に係る当該高等学校入学選抜手数料は、徴収しない。 6 略 </td><td> (授業料等及び手数料の徴収) 第 2 条 略 2 略 3 県立高等学校等<u>においては</u>、別表第 2 に定める手数料を徴収する。 (授業料等及び手数料の納付方法) 第 3 条 略 2 ～ 4 略 5 手数料のうち、中学校入学選抜手数料及び高等学校入学選抜手数料は入学願書提出のときに、高等学校入学手数料は入学のときに、県立高等学校等証明手数料は証明の願い出のつど<u>県立高等学校等</u>に納付しなければならない。ただし、県立の中学校に在学する者が、当該中学校における教育と一貫した教育を施す県立の高等学校に入学を願い出る場合は、その者に係る当該高等学校入学選抜手数料は、徴収しない。 6 略 </td></tr></table> 3. 施行日 公布の日から施行する。	改 正 後	改 正 前	(授業料等及び手数料の徴収) 第 2 条 略 2 略 3 県立高等学校等の事務で特定の者のためにする<u>もの</u>については、別表第 2 に定める手数料を徴収する。 (授業料等及び手数料の納付方法) 第 3 条 略 2 ～ 4 略 5 手数料のうち、中学校入学選抜手数料及び高等学校入学選抜手数料は入学願書提出のときに、高等学校入学手数料は入学のときに、県立高等学校等証明手数料は証明の願い出のつど納付しなければならない。ただし、県立の中学校に在学する者が、当該中学校における教育と一貫した教育を施す県立の高等学校に入学を願い出る場合は、その者に係る当該高等学校入学選抜手数料は、徴収しない。 6 略	(授業料等及び手数料の徴収) 第 2 条 略 2 略 3 県立高等学校等<u>においては</u>、別表第 2 に定める手数料を徴収する。 (授業料等及び手数料の納付方法) 第 3 条 略 2 ～ 4 略 5 手数料のうち、中学校入学選抜手数料及び高等学校入学選抜手数料は入学願書提出のときに、高等学校入学手数料は入学のときに、県立高等学校等証明手数料は証明の願い出のつど<u>県立高等学校等</u>に納付しなければならない。ただし、県立の中学校に在学する者が、当該中学校における教育と一貫した教育を施す県立の高等学校に入学を願い出る場合は、その者に係る当該高等学校入学選抜手数料は、徴収しない。 6 略	
改 正 後	改 正 前					
(授業料等及び手数料の徴収) 第 2 条 略 2 略 3 県立高等学校等の事務で特定の者のためにする<u>もの</u>については、別表第 2 に定める手数料を徴収する。 (授業料等及び手数料の納付方法) 第 3 条 略 2 ～ 4 略 5 手数料のうち、中学校入学選抜手数料及び高等学校入学選抜手数料は入学願書提出のときに、高等学校入学手数料は入学のときに、県立高等学校等証明手数料は証明の願い出のつど納付しなければならない。ただし、県立の中学校に在学する者が、当該中学校における教育と一貫した教育を施す県立の高等学校に入学を願い出る場合は、その者に係る当該高等学校入学選抜手数料は、徴収しない。 6 略	(授業料等及び手数料の徴収) 第 2 条 略 2 略 3 県立高等学校等<u>においては</u>、別表第 2 に定める手数料を徴収する。 (授業料等及び手数料の納付方法) 第 3 条 略 2 ～ 4 略 5 手数料のうち、中学校入学選抜手数料及び高等学校入学選抜手数料は入学願書提出のときに、高等学校入学手数料は入学のときに、県立高等学校等証明手数料は証明の願い出のつど<u>県立高等学校等</u>に納付しなければならない。ただし、県立の中学校に在学する者が、当該中学校における教育と一貫した教育を施す県立の高等学校に入学を願い出る場合は、その者に係る当該高等学校入学選抜手数料は、徴収しない。 6 略					